

お知らせ

令和3年10月21日
総務部契約課

区内入札参加事業者の皆様へ

競争入札参加資格における区内事業者認定基準の改正について

日頃より、区内事業者様には、本区契約事務にご理解ご協力いただき、心より御礼申し上げます。

さて、区では、従来から「足立区競争入札参加資格における区内事業者認定基準」を定め、各事業者様に「足立区に本店・支店・営業所等を有する届出書」及び「建設業の許可及び技術者に関する届出書」（工事事業者のみ）の提出をお願いしてきました。

しかし、今般、提出状況を確認したところ、一部ではありますが、未提出または、届出書等の有効期限が経過してしまっている事業者様などがいることが分かりました。

このことを受け、区としては、入札の公平性を確保するため、区内事業者認定基準等を改正するとともに、届出書等の提出確認の徹底を行っていくこととしました。

原則、区内事業者として足立区が認定していない事業者の皆様（届出書等が未提出または有効期限が到来してしまっている場合）は、令和3年11月1日より、区内事業者のみを入札参加資格要件とする契約案件等において、入札手続に参加することができなくなりますので、十分ご注意ください。

改正前の基準で既に届け出をされている事業者様は、既存の有効期間が認定期間となります。次回、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札参加資格申請後に新たな基準に基づき、届出等をご提出ください。

改正された基準が施行されるのは令和3年11月1日です。それ以前に届出書等を提出される場合は、旧様式をご使用ください。（新様式で提出いただいても問題ありません）

旧届出様式は、足立区役所ホームページにて下記を検索することで、ダウンロードすることが可能です。必要に応じてご活用ください。

- ・足立区に本店・支店・営業所等を有する届出書
- ・建設業の許可及び技術者に関する届出書

問合せ先

契約課工事契約係 3880-5832
契約課物品契約係 3880-5833